



河川巡視ってなにをしてるの？

都城出張所では管理区間延長28km(左右岸計56km)の河川巡視を週2回行っています。堤防を走るオレンジ色のパトカーに乗る河川巡視員がどのような目的で巡視しているのかお伝えします！

〳オレンジ色のパトカーが目印！〵



目的① 堤防・樋管など河川管理施設の確認

堤防・護岸・樋管等の河川管理施設に異常がないか確認しています。地域の安心安全を心掛け、災害発生の防止のために注意して確認に努めています。



異常箇所を発見した場合は巡視員または都城出張所までご連絡よろしくお願ひします。

目的② 河川区域内の違法行為(不法占用・不法投棄等)の発見

堤防の機能を害するおそれのある行為(土地の掘削・野焼き等)や不法投棄の早期発見に努めています。



民地でも河川区域内であれば掘削や盛土、建築等許可が必要です。詳しくはお問い合わせください。

目的③ 河川区域内の環境変化の監視など

魚が死んでいないか、油が流れていないかなどの水質事故の確認や植物や鳥類等の生態系に著しい変化がないか確認しています。



水質の異常、植物等の異常を発見した場合はご一報ください。

目的④ 河川利用の情報収集

河川公園等の利用状況の把握。自転車、車両等の放置や他の河川利用者に対し、危険な行為(ゴルフ等)がないか確認しています。



農業用機械を河川内で洗車する行為はオイル・グリス等が流出する恐れがあるため、お止めください。



宮崎河川国道事務所では、事務所の取り組みや防災情報についてより多くの方々に知ってもらえるように、フェイスブックを活用した情報発信に取り組んでいます。

ぜひ一度ご覧ください！

宮崎河川国道事務所

検索



www.facebook.com/miyazaki.mlit.go.jp



堤防除草により発生する

刈草の受け入れ先を募集します



- ◎刈草を無償で提供します。
- ◎刈草受け入れ地までの運搬は当方で行います。
- ◎家畜の飼料や農作物の堆肥、敷き草等へ利用していただいてもかまいません。
- ◎除草により発生した刈草を、再利用することで資源のリサイクル及び刈草処分費の削減を図っています。



【除草】



年2回堤防除草を実施しています。
(1回目: 6~9月
2回目: 10~12月頃)

【刈草受け入れ先への搬入】



運搬は当方で実施します。

※事前申込の方に対して聞き取りや、現地確認等により以下の条件を確認させていただいたうえで、刈草の受け入れ先として決定します。



刈草提供にあたっての条件

- ・刈草は転売や投棄はせず、受け取られた方で全量を使用してください。
 - ・1000m²以上の広さの受け入れ地を確保できること。
 - ・2t車以上の車両での乗り入れが可能な受け入れ地であること。
 - ・刈草の受け入れ地が民家に近接していないこと。
- ・日頃より刈草の管理をおこなえる方。
(※刈草の使用については、受け取られた方の責任で使用してください。)
(※何もせずに放置されると、火災や臭気等が発生する場合があります。)
(※ゴミ等が混在している場合があるため、分別は受け取られた方で対応をお願いします。)



◇発行元・問い合わせ先◇

〒885-0011 都城市下川東2丁目19-3
国土交通省 宮崎河川国道事務所 都城出張所
(TEL) 0986-23-2947 (FAX) 0986-23-2952



※刈草の受け入れ先だけではなく、直接、堤防や高水敷から採草(除草して持ち出し)される方も募集しています。詳細については問い合わせ先までご連絡ください。